

同意取得と説明について

学習院大学 山下純司

- 1 位置情報を取り扱うにあたっての有効な同意とは？
- 2 約款による同意で足りるか？
- 3 同意とオプト・アウトの関係について
- 4 仮に同意が不要と考えられる場合でも、説明すべき事項はあるか？

1 位置情報を取り扱うにあたっての有効な同意とは？

(1) 「同意があった」といえるためには、意思表示をした者が「自分が何に同意しているか」を認識している必要がある。

裁判所は、契約書の署名や、同意ボタンを押したなどの外形的な事実を評価しているのではなく、その行為の背後にある意思を問題にする。

→ 消費者が「自分は位置情報を取得されることに同意している」ということは最低限理解した上で同意ボタンを押すことが重要。

(2) 抽象的に「位置情報を取得します」と説明して個別同意を取得することで足りるか？
どこまで具体的に説明をするべきか？

裁判所は、医療におけるインフォームド・コンセントの場面、金融取引などの場面で、患者、一般投資家に具体的な説明がなされたかを問題とする。同意をすることに伴うリスクや負担などを説明しないと、(同意はあっても) 説明義務違反という別の論理で事業者の責任を問うことがある。

→ 個別同意であっても、同意取得の前に、位置情報取得に伴うリスクや負担が理解できる程度の説明はしておくことが望ましい。

…情報の種類、精度。取得頻度、利用目的、第三者提供先、保存期間？

2 約款による同意で足りるか？

(ここでは、識別性、特定性がある程度高い位置情報を主に想定)

(1) 約款は、消費者の側に交渉の余地がなく、読まれない可能性がある点で、同意取得としての実質が弱いと一般に考えられている。

民法(債権法)改正の中で、約款規制の特別ルールを置くことを検討中。特に、不意打ち条項規制のルールが重要。

「約款に含まれている契約条項であって、他の契約条項の内容、約款使用者の説明、相手方の知識及び経験その他の当該契約に関する一切の事情に照らし、相手方が約款に含まれていることを合理的に予測することができないもの」は、契約内容にならない。

→ 約款にいくら詳しく書いても、「このサービスを受けると、利活用のために位置情報が取得される」ということが合理的に予測できない状況では、同意があったと評価されるかどうかは疑問。

(2) 位置情報を利用することが明らかなサービス利用規約に同意した場合は、同時に位置情報取得に同意を与えたといえるか？

約款に書かれた文言が合意内容となるのは、「この契約を結べば、自分には当然に～の義務が発生するだろう」と合理的に予測できるから。

→「このサービスを利用すれば、自分は当然に位置情報を取得されるだろう」という予測がつくサービスの利用規約に同意をした場合には、位置情報取得の同意があるといえるかもしれない（例えばナビゲーションのアプリなど）。

ただし、取得された情報の利活用や第三者提供についても同意があるといえるためには、そのことが予測できるような説明が必要ではないか？

3 同意とオプト・アウトについて

(1) 事前の同意がまったく認められないところでオプト・アウトの仕組みを作っても、同意があったとは認められない。

商品を勝手に送りつけて、「1週間以内に拒絶しないと契約の成立に同意したものとみなす」と通告しても、相手が何もしなければ、契約は成立しない。

→オプト・アウトは、事前の同意があって初めて意味がある。

(2) 位置情報取得の同意は、継続的になされている必要があるのではないか？

約款による契約締結の同意は、将来に向かって当事者を拘束するが、位置情報取得の同意は、いつでも撤回可能と考えられる。仮に約款による同意取得を認めても、将来の位置情報取得について包括的同意は取れない。

→「包括的同意で足りるか」ではなく「個別同意を継続的に与えていると評価できるか」が重要ではないか？

例) 位置情報利活用を目的としたアプリがインストールされ、それとわかるアイコンが画面上に表示されていた場合は、「個別同意が継続中」と評価できる場合もあるのでは？

4 仮に同意が不要であっても、説明すべき事項はあるか？

同意がいる、いらぬにかかわらず、「消費者の不安を解消するにはどうすればよいか？」という視点からの議論も必要ではないか？

仮に、非識別性、非特定性が高い情報について、プライバシー侵害の程度が低く、同意不要と考える余地があるとしても、「プライバシー侵害の程度が低い」ということをわかりやすく消費者に伝える努力は必要ではないか？

…①非識別化、非特定化のためにどのような技術が使われているか、②提供先の選別方法、③どうしても嫌な場合の対処方法（WiFiを切る？）など？